

自殺対策基本法改正

平成 28 年 4 月に自殺対策基本法（以下、基本法）が改正されました。この法律ができた背景や改正のポイントについてご紹介します。

基本法の概要

基本法が施行されたのは平成 18 年で、その翌年には自殺対策総合大綱（以下、大綱）が作られました。その背景には、平成 10 年以降自殺者が急増し、年間で全国 3 万人（長野県内では 500 人）を超える事態が続いていたことがあります。

平成 24 年、基本法に先駆け大綱が見直され、社会的な問題に対する取組みとして自殺対策を行っていくことが強調されるようになりました。

平成 28 年の改正のポイント

平成 28 年に改正された基本法では、第一条で「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すこと、第二条で「自殺対策は、生きることの包括的な支援」であることが明記されました。

また、都道府県と市町村はそれぞれ自殺対策計画を定めることが義務づけられました。地域の実情に合わせて政策方針を立て、その検証をしながら自殺対策を行っていくことが法律によりしっかりと枠づけられたのです。

長野県の自殺対策計画（「第 3 次長野県自殺対策推進計画」）は平成 29 年度に策定されました。また、県内各市町村の計画は平成 29 年度から策定が進められており、県内すべての市町村が計画の策定を目指しています。

自殺対策基本法 概要

(平成28年4月改正)

